

知的財産法分野 内田研究室

Uchida Lab



主研究者:内田 剛 (特任助教)

(題目)知的財産権と現実の所有や情報の保有との関係

キーワード:知的財産権、営業秘密の保護、所有、権利の帰属(主体論)

どのような研究に取り組むのか Background and Motivation

知的財産権は、知的財産という無体物に対する排他的な権利であり、有体物に対する排他的な権利である物権、特に所有権になぞらえて説明されることが多い。しかし、その有体物の現実の所有や情報の秘匿による保有の行為は、知的財産権との間に(1)保護の重複、(2)権利の帰属の相違、そして、(3)対立等を生じさせる。本研究では、そのような所有・保有と知的財産権(特に著作権)の関係を分析することによって、知的財産権の保護対象の外延を明らかにするとともにその両者の関係を統一的に把握しようと試みるものである。

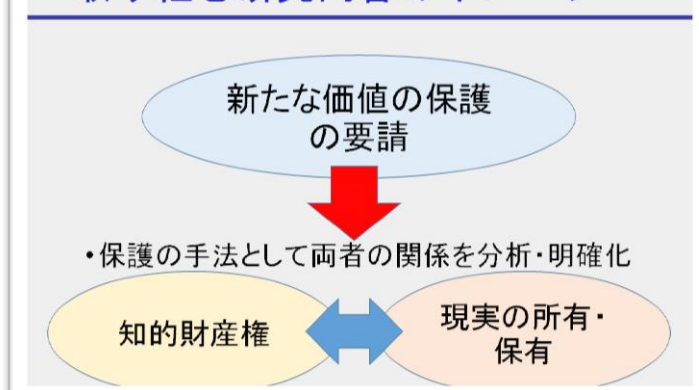
どのような点が新しいか Originality

近時、知的財産法を構成する複数の法についての分野横断的な研究が増えてきている。その一論点として、情報の保有という状態を保護する営業秘密の保護と排他権付与による知的財産の保護との関係をどのように捉えるのかという点が挙げられる。また、近時民法学の分野において、所有権に関する議論が活発になっており、その成果は、知的財産権以外の権利による知的財産(無体物)自体の把握を帰結している。このような状況の下で、情報の保有や所有と知的財産権の保護について総合的な研究が必要になっている。しかし、これまで、知的財産権と様々な保有・所有の形態との関係についての知的財産法から一般的な分析をした研究は存在しない。

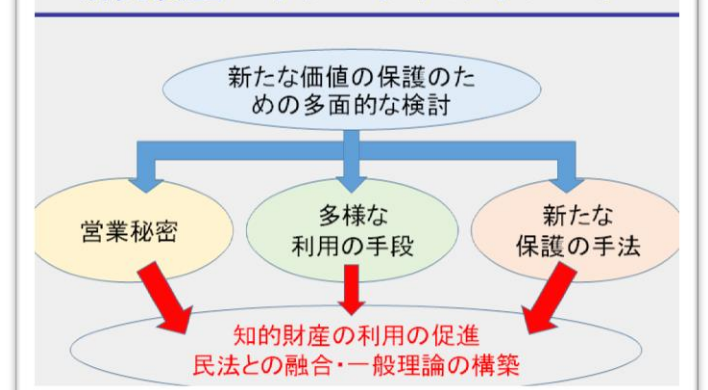
研究展望とインパクト Impact and Perspective

本研究は、異なる知的財産法分野間の連携及び一般私法(民法)との融合の端緒となる研究であり、その成果は更なる両分野の連携融合の研究を切り開くものになる。また、本研究の結果により、所有又は保有と著作権との関係が明らかにされ、そこに生じる問題の解決のための理論が示されることになる。これを応用することで、所有又は保有と他の知的財産権との関係についてもその調整が可能となる可能性がある。さらに、本研究の発展として、知的財産権以外の保有と知的財産権との関係を調整する一般的な理論の構築にもつながるものである。

取り組む研究内容のイメージ



研究展望・インパクトのイメージ



■ その他情報:

www.u-tokai.ac.jp/tuiist/tt/announcement_uchida.html

■ CONTACT:

〒259-1292
神奈川県平塚市北金目4-1-1
東海大学 創造科学技術研究機構
内田 剛
Phone 0463-58-1211 (Ext. 3315)
Email uchida@tokai-u.jp